各県立高等学校長 大分豊府中学校長

高校教育課長

令和2年度県立高等学校等における教育活動の再開等について (通知)

標記のことについて、国のガイドラインが示されたことを踏まえ、令和2年度における教育活動を令和2年4月8日(水)から再開することとしたので通知します。

ついては、各学校において、国のガイドラインに則り、手洗いや咳エチケット等の万全の 感染症対策を講じた上で下記事項に十分留意し、新学期を始める準備を進めるよう願います。 なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方につ いては、変更となる場合があることを申し添えます。

記

1 学校教育活動において、ガイドラインに示された集団感染のリスクを高める3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なることを徹底的に回避すること。

特に、授業をはじめとする学校の教育活動にあっては、①換気の徹底(締め切った状態での教育活動を避ける)、②近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対策を講じること。

- 2 入学式については、卒業式の対応に準じ、最少の参加者で短時間で実施すること。 入学生とその保護者、教職員のみの参加とし、在校生及び来賓は参加させないこと。
- 3 4月に実施予定の宿泊を伴う学校行事については、延期または中止とすること。 なお、校内で宿泊を伴わない形で実施する場合は、上記の3つの条件が同時に重なる ことがないよう十分配慮すること。
- 4 大分市、別府市、由布市、臼杵市、中津市及び日出町内の学校(定時制を除く)については、公共交通機関における通勤時間帯を避けるため、時差通学を実施すること。
- 5 当分の間、短縮授業や特別時間割等の工夫により、学校における教育活動(部活動を含む)は午後4時30分までとすること。
- 6 臨時休業が長期に渡ったことから、学校再開後の生徒の健康状態などを観察・把握し、 健康相談等の実施や、SCやSSW等の専門スタッフも活用した適切な支援を行うこと。
- 7 感染症は誰にでも起こりうることを踏まえ、誤った情報や不確かな情報に惑わされて 人権侵害につながる偏見や差別が生じないように指導すること。
- 8 再開後も当分の間は十日及び祝日の不要不急の外出を控えるよう、指導すること。

担当 高校教育課 阿部 充 電 話 097-506-5623 ファクシミリ 097-506-1796